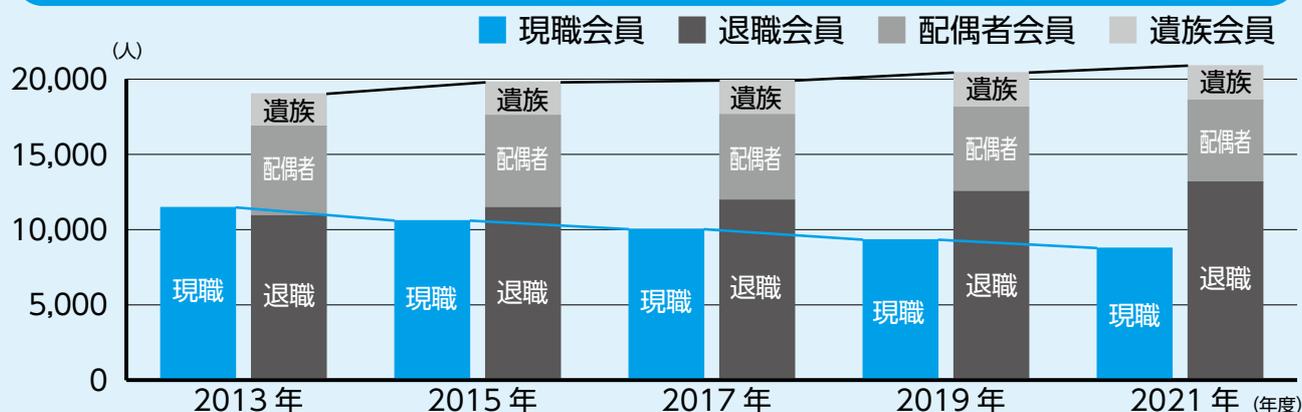


退教互 「現職会員」のみなさまへ

会員数（構成）



退職会員数が現職会員数を上回ってから8年が経過しました。この間、「現職会員数」対「給付対象会員数（退職・配偶者・遺族）」の割合は1：2となり、年々その差は拡大しています。これにより支出が収入を大きく上回る状況が続いています。

昨今の財政状況を受け、退教互では今後の事業・制度・組織等のあり方について検討を重ねてきました。

下記の変更点は、先般の理事会での承認を受け、**2023年度から**実施します。

退教互の根幹である「医療補助金制度」を将来にわたって安定的に維持するため、ご理解をお願いします。

■ 「掛金額・納入方法」の変更について

医療費補助やドック補助金の給付等、『退職後に受けられる権利（メリット）は誰もが同じ』という観点に立ち、掛金を一律定額に切り替えます。

2023年度以降の加入者は、「月額2,000円×250回（累計額50万円）」に変更します

※ 現行の現職会員の掛金納入は、「給料月額×5/1000×240月」です。

各人の給与月額によって掛金累計額は異なりますが、現在の累計額平均は約48万円です。

2022年度以前に加入した現職会員は、退職時納入額を以下のように調整します

- ① すでに掛金納入が完了している方 …… 退職時に不足分（50万円との差額）を一括納入
- ② 現在、掛金納入が継続中の方 …………… 累計額が50万円に達するまで延長

■ 「退職会員に移行できる年齢の引き上げ」について

65歳への定年延長により、退職会員に移行できる年齢を引き上げます 45歳 ⇒ **50歳**

■ 「配偶者登録」の廃止について

新規の「配偶者会員」登録を **廃止** します

お問い合わせ 三重県退職教職員互助会 古市 ☎059-226-5235



退教互 現職会員加入のご案内

令和5年度の退教互現職会員の加入手続きが始まります。今年度は

34歳の方

- S63・4・2～H1・4・1生まれの方
- それ以前に生まれ、今年度新しく公立学校職員互助会の会員になられた方
- 加入該当年度に割愛・出向等の理由で加入できなかった方

が該当します。

共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会

加入資格と手続きは

(1) 公立学校職員互助会の会員で昭和63年4月2日から平成1年4月1日までの生まれの方
→ 4月22日頃所属あてに「退教互現職会員資格取得届」をお送りしますので、記入して返送してください。

(2) 今年度34歳以上で、「新規採用された方」・「県・市町村教委などからの異動で新たに公立学校職員互助会会員になった方」
→ 下記の退教互事務局までご連絡ください。

申し込み締切日 5月10日(水)

掛金について

月額 2,000 × 250 回 (累計額 50 万円)

※ 6月の給料支給日から法定外控除を利用した自動引き落としを開始します。

お問い合わせ
三重県退職教職員互助会

津市桜橋2丁目142 三重県教育文化会館

☎ 059-226-5235

FAX 059-229-5111

退教互とは

- 会員の生きがいづくりと相互扶助
- 退職後の福利の保障と生活の安定
- 地域の教育文化の振興発展への寄与を理念に設立された福利厚生団体です。

○現職会員には

ドック補助事業があります (毎年度)
普通生活資金貸付があります

○退職会員には

健康支援をします

- 退職後、病院や薬局で支払った自己負担金（保険診療分）に対して一定額を終身補助します。
- ドック補助事業があります。

生きがい支援をします

その他様々な事業で、趣味や仲間づくりなどのお手伝いをします。

- 地区の事業
- 指定宿泊施設利用補助
- 各種募集事業 など

詳細は、該当者に配布する書類をご覧ください